

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築課)
- ◇告 示 クリーニング師の研修の指定 (県民生活課)
- クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 ()
- 土地改良区の役員の退任 (二件) (農村整備課)
- 土地改良区の役員の就退任 (三件) ()
- 保安林の指定予定 (森林保全課)
- ◇公 告 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 一 完了検査申請手数料について、公営住宅に係るものを二分の一に減額するとともに、被災地の区域内に建築する建築物に係るものを免除することとした。(第四条関係)
- 二 建築許可又は認定の申請時に添付すべき図書又は書面を定めることとした。(第十三条第一項関係)

規 則

- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第三十八号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「添附」を「添付」に改める。

第四条の見出し中「確認申請手数料」を「確認申請手数料等」に改め、同条第一項中「確認申請手数料」の下に「及び完了検査申請手数料」を加え、「又は政令第十一条」を「から第十二条の二まで」に改め、同条第二項中「確認申請手数料」の下に「及び完了検査申請手数料」を加える。

第五条第二項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「添附して」を「添付して」に改める。

第六条第一項第一号中「第八条第一号」を「別表第一第一号」に改め、同条第四項中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改める。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第十一条中「第五十三條第二項第二号」を「第五十三條第三項第二号」に改める。

第十三条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第一項を次のように改める。

省令第十条の四第一項若しくは第四項又は第十条の五第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 省令第一条の三第一項の表の(イ)項及び(ろ)項に掲げる図書

二 当該許可又は認定を必要とする理由を記載した書類

三 その他知事が必要と認める書類

第十三条第二項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「添附して」を「添付して」に改める。

第十四条第一項中「規定による」の下に「知事に対する」を加える。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号 三票

様式第八号正本及び様式第八号副本を次のように改める。

様式第8号 三票

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百九十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 研修を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 研修の日時及び場所

(1) 平成十一年七月四日 午後一時から午後五時から三十分まで
鳥取市尚徳町一〇一五 鳥取県立県民文化会館

(2) 平成十一年七月十一日 午後一時から午後五時三十分まで
米子市末広町七四 鳥取県立米子コンベンションセンター

(3) 平成十一年七月十八日 午後一時から午後五時三十分まで
倉吉市山根五二九一二 鳥取県立倉吉体育文化会館

(4) 研修を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものに

ついては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後一時から午後五時までとする。

三 受講申込み期間

平成十一年六月十八日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

四 受講料

五千円を受講申込み時に払い込むこと。

五 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二―二
電話 〇八五七―二九一八五九〇

鳥取県告示第三百九十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 講習を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 講習の日時及び場所

(1) 平成十一年七月二十五日 午後一時から午後五時から三十分まで

米子市末広町七四 鳥取県立米子コンベンションセンター

(2) 平成十一年八月一日 午後一時から午後五時三十分まで

鳥取市尚徳町一〇一―五 鳥取県立県民文化会館

(3) 平成十一年八月八日 午後一時から午後五時三十分まで

倉吉市山根五二九―二 鳥取県立倉吉体育文化会館

(4) 講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものに
いては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後一時から午後五時までとする。

三 受講申込み期間

平成十一年六月十八日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

四 受講料

四千五百円を受講申込み時に払い込むこと。

五 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二―二
電話 〇八五七―二九一八五九〇

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 本 善 夫 鳥取市安長五五八

平成九年四月二十日退任

理事 川 上 亀 雄 鳥取市安長三三三

平成十年十二月十九日退任

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 入 江 潔 西伯郡大山町富岡一〇

平成十一年四月十七日退任

理事 河 本 実 西伯郡大山町清原一三六

平成十一年四月二十二日退任

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 河 西 正 治 鳥取市南隈三二

〃 天 川 利 美 鳥取市徳吉一六一

〃 上 山 国 男 鳥取市安長三五九

〃 田 中 英 明 鳥取市秋里八四四

〃 山 本 憲 一 鳥取市秋里八一

〃 片 山 廣 道 鳥取市西品治五八八一

〃 奥 田 壽 一 鳥取市西品治六四一

就任した役員の氏名及び住所

平成十一年四月五日退任

- 〃 徳 村 栄 蔵 鳥取市南隈五六
- 〃 西 村 晃 司 鳥取市晩稲二二六
- 〃 前 田 義 夫 鳥取市古海八三三六
- 〃 岡 田 和 子 鳥取市徳尾三一五
- 〃 松 村 康 夫 鳥取市賀露南四丁目五十三
- 監 事 中 島 建 鳥取市南隈六五
- 〃 米 澤 気 農 鳥取市徳吉一四六
- 〃 木 下 英 太 郎 鳥取市秋里八一六一

理事 中 河 強 鳥取市徳吉二四五一一

〃 森 本 茂 美 鳥取市安長五一九

〃 川 上 英 一 鳥取市安長五六四

〃 澤 利 彦 鳥取市安長三七六

〃 山 本 憲 一 鳥取市秋里八一

〃 木 下 英 太 郎 鳥取市秋里八一六一

〃 片 山 廣 道 鳥取市西品治五八八一

〃 奥 田 壽 一 鳥取市西品治六四一

〃 徳 村 栄 蔵 鳥取市南隈五六

〃 河 西 正 治 鳥取市南隈三二

〃 田 中 一 久 鳥取市晩稲二二五

〃 宮 本 計 温 鳥取市徳尾二二六

〃 松 村 康 夫 鳥取市賀露南四丁目五十三

監 事 米 澤 気 農 鳥取市徳吉一四六

〃 伊 佐 田 英 雄 鳥取市秋里八七二

〃 中 島 建 鳥取市南隈六五

平成十一年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 松 下 清 寿 鳥取市江津六二八
 - 〃 中 村 幸 治 鳥取市江津六五四
 - 〃 岡 本 幸 男 鳥取市江津六八一
 - 〃 青 木 充 宏 鳥取市江津六六八
 - 〃 吉 田 和 夫 鳥取市江津四〇〇
 - 監事 高 田 寿 秋 鳥取市江津二七七一
 - 〃 高 田 忠 治 鳥取市江津六三五
- 平成十一年四月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 松 下 清 寿 鳥取市江津六二八
- 〃 中 村 幸 治 鳥取市江津六五四
- 〃 岡 本 幸 男 鳥取市江津六八一
- 〃 青 木 充 宏 鳥取市江津六六八
- 〃 吉 田 和 夫 鳥取市江津四〇〇

監事 高 田 寿 秋 鳥取市江津二七七一

〃 高 田 忠 治 鳥取市江津六三五
平成十一年四月十三日就任 任期二年

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 河 本 勇 西伯郡淀江町大字西原六五九
- 平成十年十二月十八日退任
- 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 関 本 攻 西伯郡淀江町大字西原五八〇
- 平成十一年四月一日就任 任期平成十一年十月十九日まで

鳥取県告示第四百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

<p>一 保安林予定森林の所在場所 東伯郡三朝町大字笏賀字場ヶ谷九九、九九の一</p> <p>二 指定の目的 水源のかん養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。〕</p>	<p>いて危険物の取扱作業に従事しているもの</p> <p>2 講習の日時及び場所</p> <p>(1) 平成11年7月22日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>(2) 平成11年7月23日(金) 午前9時30分から午後0時30分まで 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室</p> <p>(3) 平成11年8月2日(月) 午前9時30分から午後0時30分まで 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>(4) 平成11年8月5日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館大ホール</p> <p>(5) 平成11年8月6日(金) 午前9時30分から午後0時30分まで 境港市上道町3000 境港市民会館大会議室</p> <p>3 受講手続 県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成11年6月14日(月)から同月25日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県生活環境部消防防災課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7065)に提出すること。(郵送による場合は、平成11年6月25日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)</p> <p>4 受講手数料及びその納付方法 受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。</p> <p>5 その他 受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。</p>
<p>公 出</p>	
<p>消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。</p> <p>平成11年6月11日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 受講対象者 危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所にお</p>	